

令和4年1月31日

各サークル主将 殿

学生生活課長

サークル活動禁止期間の延長について

サークル活動については、令和4年1月21日付け学生生活課長通知「1月22日以降のサークル活動について」で、1月22日（土）から2月13日（日）まで学内外を問わず禁止としました。

先日、令和4年1月27日（木）から2月20日（日）まで、「まん延防止等重点措置」の鹿児島県への適用が決定したことから、禁止期間を2月13日（日）から2月20日（日）に延長します。

この間の他の扱いについては、1月21日付け通知と変わりません。

当該期間中に、動物の飼育等サークル活動のために必要な作業については、十分な感染防止対策を講じていれば認めますので、予め申し出るようにしてください。

サークル活動に限らず、感染リスクが高まる集団行動（特に多人数での飲み会、カラオケ等）については禁止とします。加えて、少人数でも、短時間でも、感染のリスクがなくなるわけではないことを十分に理解したうえで、「感染しない、感染させない」ことを意識した行動をとってください。

なお、この措置は、2月20日（日）までとしています。鹿児島市の感染拡大状況を鑑み、さらに延長する必要があることを申し添えます。